「江東エコリーダーの会」の会則

第1条 会の目的

- ・江東区の環境問題の解決に貢献する。
- ・エコリーダーの活動を支援(サポート)する。
- ・エコリーダーの活動等、「環境」の情報を発信する。
- ・会員の交流と親睦をはかる。

第2条 会員

- ・ 会員は江東区の「エコリーダー養成講座」の修了生とする。
- ・修了年が複数ある場合の方は年度の早い期に属する。

第3条 幹事、役職、幹事会

- ・ 各修了期(年度)の会員から、自薦他薦により各期で調整して2名以上を幹事として選出する。幹事の集まりを幹事会とする。
- ・会長(1名)、副会長(1から2名、事務局(事務等担当5以上名、広報担当も含め)、会計担当(1名以上)、会計監査担当(2名)を幹事から役職として選出する。
- ・会の事務局の場所は江東区の環境学習情報館「えこっくる江東」に置く。
- ・役職者は総会の出席者の過半にて承認される。
- ・総会、臨時総会、幹事会の招集の日時は幹事会にて決める。
- ・幹事会での決議事項は出席者の2/3以上で決定する。
- ・幹事会は出席者の過半の出席で成立する。

第4条 名誉会長、ほか

- ・会の名誉会長を置くことができる。
- ・顧問、相談役を置くことができる。

第5条 総会および定例会

- ・会員による総会を年に1回行う。(臨時総会は随時)
- ・議決は会員の出席者の過半で決定される。
- ・総会にて役職者、会計報告の承認を受ける。また、活動報告および年間計画 を報告する。
- ・ 会員による定例会を原則月に 1 回行う。日程は年間計画に入れ、原則として年間の日時を固定する。(例:各月の第 1 水日 14:30 から〇〇会議室にて) (定例会は情報交換、交流、親睦を兼ねる。)

第6条 会費

- ・会員は年会費 1200 円とし、年額にて納める。
- ・納める方法は郵便振込み(手数料は払込者負担にて)。又は総会の時に直接納 入する。
- ・郵便口座を「江東エコリーダーの会」代表〇〇とする。
- ・〇〇は会長又は会計担当の名前とする。
- ・会計年度は3月1日より来年の2月末日とする。

第7条 会報

- ・年に2回以上を発行する。
- ・インターネットによるメール配信を原則とするが、一部は郵便、FAXとする。

第8条 名簿及び連絡

- ・名簿は「江東エコリーダーの会」の連絡に限定する。
- ・連絡方法は経費節減のためメールを中心とし、メールがない方には郵送、FAX にて連絡する。
- ・名簿は住所、氏名、修了年、電話、FAX、メールアドレス、備考を記入する。
- ・備考欄には講座の受講時の「グループ名」、現所属団体があれば記入、 その他興味ある環境問題を記入。(随意)

付記

- ・会則の改正、追記が生じた場合は幹事会の議決を得て、総会の過半で行う。
- ・役職者、幹事、会員の活動は無給とする。
- ・幹事、役職の任期は一年間とする。途中交代の場合は残りの任期とする。
- ・名誉会長を大塚克俊氏(2期)とする。
- ・発足年月日:平成19年3月3日
- ·訂正:20年3月16日
- ・訂正:会計年度 21年3月7日
- ・改正:23年3月19日
- ・顧問を中瀬勝義(3期)、相談役を磯谷見栄とする。